

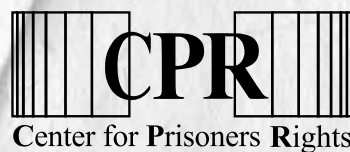
第5回死刑に関する
地域会合
東アジア大会
REGIONAL CONGRESS
ON THE DEATH PENALTY
IN EAST ASIA

2025年11月7日から9日
立正大学/品川キャンパス
東京(日本)
7-9 NOVEMBER 2025
RISSHO UNIVERSITY / SHINAGAWA
TOKYO, JAPAN

Organised by



in partnership with



ANTI
DEATH
PENALTY
ASIA
NETWORK

With the support of



プログラム

会場：立正大学/品川キャンパス- 〒141-8602 東京都品川区大崎4丁目2-16

1日目2025年11月7日

▲ 午後4時30分 \ 午後6時
会場：ロータスホール

開会セッション

開会の挨拶

- ・ 北村 行伸（立正大学 学長）

音楽によるオープニング

- ・ 立正大学吹奏楽団による演奏

主催者挨拶

- ・ アミナタ・ニアカテ（ECPM会長）

後援団体及び共催団体による挨拶

- ・ 鈴木 善和（日本弁護士連合会 副会長）
- ・ 海渡 雄一（監獄人権センター（CPR）理事長）
- ・ トシ・カザマ（アジア死刑廃止ネットワーク（ADPAN）執行委員）

ダライ・ラマ法王からの特別メッセージ

- ・ 読み上げ：アーリヤ・ツェワン・ギャルポ博士（ダライ・ラマ法王日本・東アジア代表）

支援国代表による挨拶

- ・ イザベル・ローム 閣下（フランス人権大使）
- ・ デイヴィッド・ブラウン（在日スイス大使館副代表）
- ・ トーマス・ニョッキ（駐日欧州連合代表部副代表）

特別追悼

パニール・セルヴァム・プラントマン（2025年10月8日、シンガポールで死刑執行）

ビデオメッセージ

- ・ アリス・シル・エドワーズ博士（国連「拷問および他の残虐・非人道的または品位を傷つける取扱い・処罰に関する特別報告者」）

日本の死刑廃止における国会議員の役割

- ・ 福島 みずほ（参議院議員）

アジアにおける死刑廃止の課題と展望

- ・ ソ・チャンロク教授（国連自由権規約委員会 議長）

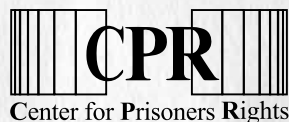
死刑の声

- ・ 袴田 秀子（日本で46年間死刑囚として収監された袴田巖氏の姉による特別証言）

▲ 午後6時 \ 午後7時30分
会場：カフェテリア

カクテルレセプション

※多くのセッションでは、英語⇄日本語の同時通訳または逐次通訳が提供されます。



2日目2025年11月8日

11月8日と9日の全セッションは9号館で開催します。
各ワークショップの定員は35名です。

■午前10時 \ 午後12時
地下1階:9B21号室

プレナリーセッション:透明性を求めて:死刑判決を受けた人々の拘禁環境

本プレナリーセッションでは、独房への監禁、家族との接触禁止、死刑執行前の事前通知の未実施など、死刑囚の処遇をめぐる不透明性について検討します。

司会:林 欣怡 台湾死刑廃止連盟(TAEDP)執行長

- ・イーサン・ヒソク・シン 国連恣意的拘禁作業部会(WGAD)委員(韓国)
- ・田鎖麻 衣子 東京経済大学現代法学部教授・CrimeInfo共同創設者(日本)
- ・ニコラ・マクビー The Rights Practiceエグゼクティブディレクター

午後12時 \ 午後2時

昼食(休憩)

■午後2時 \ 午後3時30分
地下1階:9B22号室

ラウンドテーブル:死刑廃止に向けた道筋~政治との対話を促進する

本ラウンドテーブルは日本弁護士連合会(JFBA)との共催です。本セッションでは国家当局との対話をどのように始め継続していくかについての戦略を探っていきます。政治による成果やどのように反対勢力に対処してきたかを登壇者が紹介します。

司会:大槻 展子 弁護士、日本弁護士連合会

基調講演:中本 和洋 元日本弁護士連合会会長

- ・オユンゲレル・ツェデブダムバ モンゴル市民統一参加党党首・元文化・観光・スポーツ大臣・元国会議員
- ・ラムカルバル・シン マレーシア国弁護士・国会議員・元首相府(法務・制度改革担当)副大臣
- ・平岡 秀夫 衆議院議員 元法務大臣

■午後2時 \ 午後3時30分:
1階:9B12号室

ワークショップ:廃止運動家の安全

このワークショップでは、廃止運動家が直面する代償的トラウマ、国家による弾圧、社会からの反発について取り上げます。連帯を通じた自己防衛やレジリエンス強化のための方法を参加者が紹介します。

進行:佐藤 大介 共同通信社編集委員兼論説委員

午後3時30分 \ 午後4時
地下1階:9B号室

コーヒープレイク

■午後4時 \ 午後5時30分
地下1階:9B21号室

ラウンドテーブル:「最も重大な犯罪」を越えて

本ラウンドテーブルでは、薬物関連犯罪や非致死性の犯罪、さらには政治犯罪に対する死刑の適用について分析します。また、適用範囲縮小の困難性、義務的刑罰の影響、国際人権基準への不遵守の問題についても取り上げます。

司会:アブドル・ラシッド・イスマイル 弁護士(Messrs. Rashid Zulkifli/マレーシア)

- ・エリザベス・サルモン ベルー・カトリカ大学教授(国際法)・北朝鮮人権状況特別報告者
- ・ミシェル・ミャオ 香港中文大学法学部准教授
- ・デレク・ウォン 弁護士(Phoenix Law Corporation/シンガポール)

■午後4時 \ 午後5時30分:
1階:9B11号室

ワークショップ:死刑判決を受けた人々の実態:死刑判決の背後にある不公平

本ワークショップの目的は、死刑判決の背後にある社会的・経済的パターンを地域ごとに可視化することです。貧困の犯罪化と交差的な差別が主要な焦点となります。

進行:ゲオウ・チョウイン ADPAN副代表

プログラム

会場：立正大学/品川キャンパス- 〒141-8602 東京都品川区大崎4丁目2-16

3日目2025年11月9日

■午前10時 \ 午前11時30分
地下1階:9B21号室

ラウンドテーブル:死刑制度への世論支持を解き明かす

本ラウンドテーブルでは死刑制度に関する世論の形成要因について議論します。世論調査の中立性や、司法制度の運用に関する知識や文化的・社会人口統計学的要因が、死刑廃止への賛否にどのように影響するのかを考察します。また世論を再構築するための戦略についても検討します。

司会:カーヤン・リョン 台湾・国立中正大学准教授(認知科学)

- ・ ウィンチョン・チャン シンガポール経営大学ヨン・ブン・ハウ法科大学院教授
- ・ ターチャニ・カナナトゥ モナシュ大学マレーシア校芸術・社会科学部上級講師(グローバルスタディーズ)
- ・ 佐 藤舞 ロンドン大学バークベック校人文社会科学部社会科学科犯罪政策研究所教授・所長

■午前10時 \ 午前11時30分
1階:9B11号室

ワークショップ:死刑事件における法的代理

本ワークショップでは、警察の捜査・逮捕から死刑執行に至あらゆる段階における効果的な法的代理のための提言を策定することを目的としています。特に、制度的な障壁、司法の役割、地域コミュニティによる支援ネットワークの重要性に焦点を当てます。

進行:カイザン・シャリザド(シェリー)ピンティ・アブ・ラザック弁護士(マレーシア)

■午前10時 \ 午前11時30分
1階:9B12号室

サイドイベント バトンをつなぐ:新世代の廃止運動家を育成するために

「英語スピーチ・コンペティション——私ならこうして日本の死刑を廃止する」

日本列島を横切って6名の若者が勇気をもって応募し、目を見張るようなアイデアをすばらしく語ります。また、ADP(死刑廃止)の若者大使になるように名乗りあげました。伝統に囚われた日本の空気を変え、日本から死刑をなくすように働きかけます。

■午前11時 \ 午後12時
1階:9B12号室

クローズド・セッション:若手アンバサダーによる死刑制度廃止のための国際ネットワークづくり

■午前11時30分 \ 午後1時
地下1階:9B22号室

ラウンドテーブル:死刑事件の最前線に立つ裁判官と検察官

本ラウンドテーブルでは死刑事件における裁判官や検察官が直面する法的・倫理的ジレンマを理解することを目的とします。裁量の行使に関するさまざまなアプローチや、裁判官と検察官が廃止運動の協力者となり得る可能性についても議論します。

司会:マイケル・ホー 香港大学法学部教授

- ・ チエンジュン・チエン 弁護士・元最高裁判所判事(台湾)
- ・ キム・キヨン 元憲法裁判所裁判官(韓国)

■午前11時30分 \ 午後1時
1階:9B11号室

ワークショップ:死刑を記録する

本ワークショップの目的は、死刑に関する信頼できるデータを収集・保護・共有するためのベストプラクティスを明らかにすることです。参加者が市民社会や国家人権機関(NHRI)の役割など、透明性を阻む障壁を克服する方法について探ります。

進行:ユジョン・ホ 韓国日報ジャーナリスト(韓国)

■午前11時30分 \ 午後1時
1階:9B13号室

ワークショップ:死刑囚監房の内側:死刑囚監房の心理的代償

本ワークショップでは、死刑囚監房被拘禁者、刑務官、そして死刑執行に関わる人々(被拘禁者や被害者の家族)に与える感情的・心理的影響を探ります。特に、メンタルヘルスへの影響と、制度的な責任に焦点を当てて議論します。

進行:トシ・カザマ 写真家・ADPAN執行委員会委員

午後1時 \ 午後3時

昼食(休憩)

午後2時15分 \ 午後3時

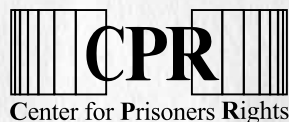
コーヒーブレイク

■午後3時 \ 午後5時
地下1階:9B21号室

閉会セッション

Organised by

in partnership with



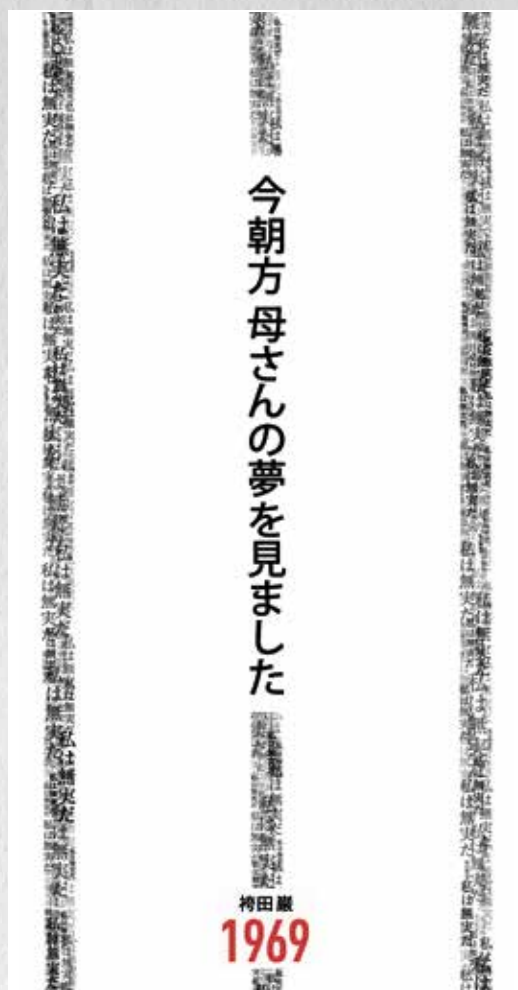
カルチャーイベント

2025年11月8日から9日

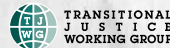
インスタレーション 袴田氏の手紙

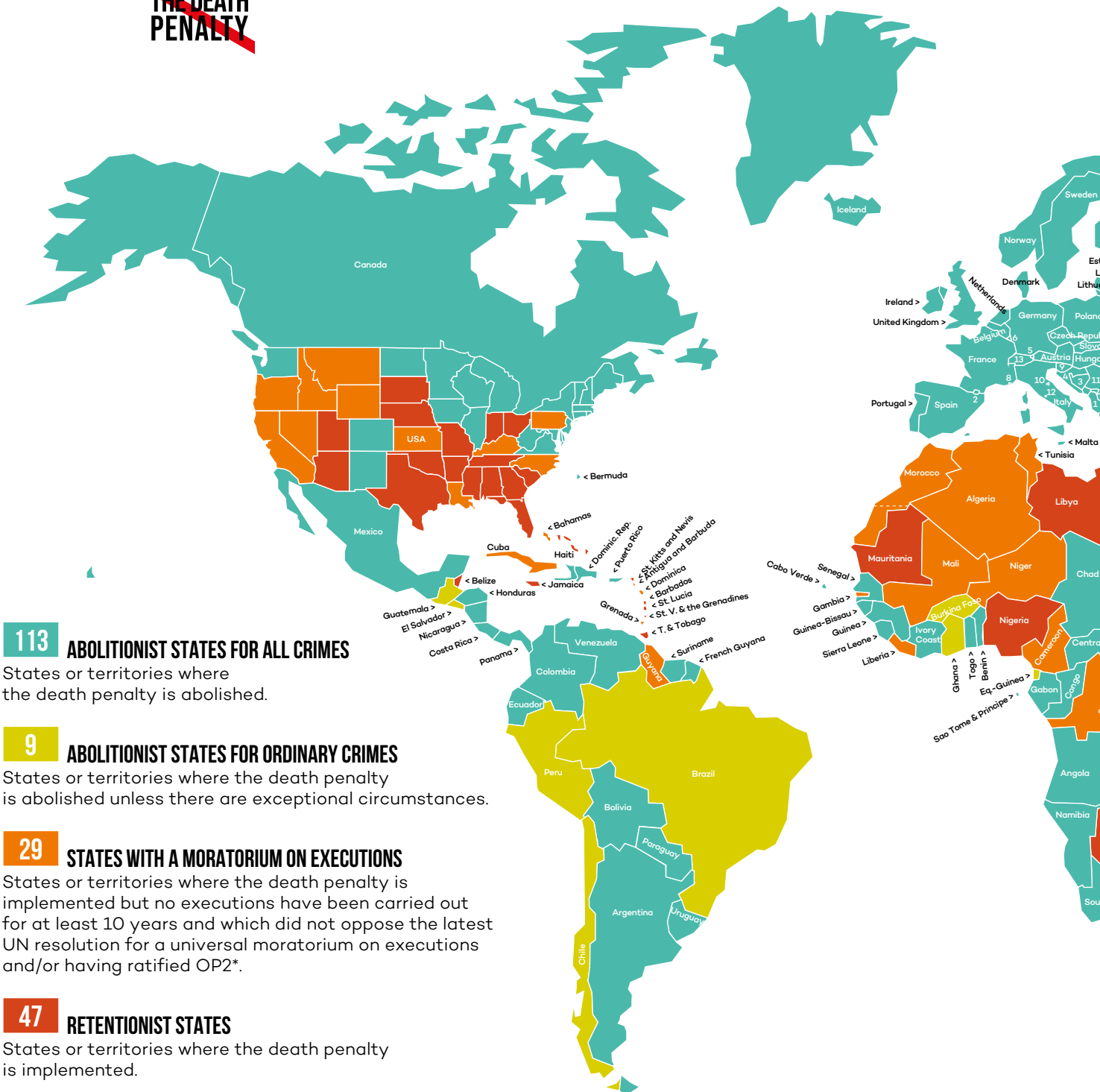
1966年に静岡で起きた一家4人殺害事件で逮捕された袴田氏は、取り調べで供述した自白(後に撤回)に基づいて1968年に有罪判決とされ、死刑が確定しました。(11ページ参照)

袴田氏が家族や支援者たちに送り続けた5000通を超える手紙は、彼の獄中生活を語るかけがえのない記録です。そこには、希望と絶望のあいだを揺れ動く心の起伏や、次第に衰えていく精神の様子が生々しく映し出されています。これらの手紙の断片を組み合わせた本インスタレーションは会合のために制作されたものであり、ある種のマニフェストとも言えるでしょう。



With the support of





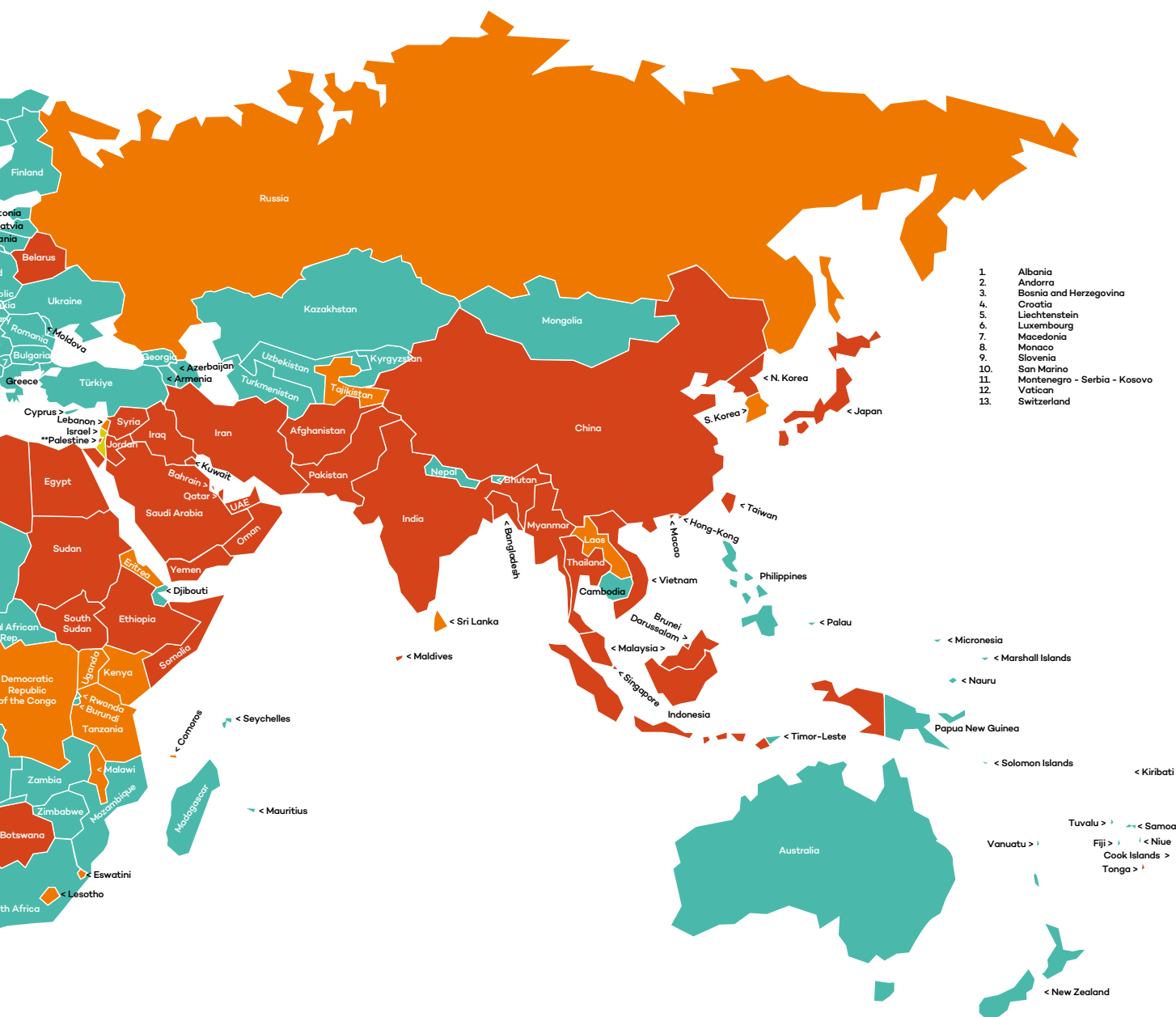
* Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, aiming at the abolition of the death penalty.

** **Palestine** is a particular case: it cannot vote the moratorium resolution, has ratified OP2, but the death penalty is still applied in Gaza (last documented executions in 2023).

ULTY WORLDWIDE

24

ABOLITION
NOW



死刑に関する地域会合とは何か

ECPMは2012年から死刑に関する地域会合を開催しています。この地域会合は、対象地域における死刑廃止の進捗状況や障害を明らかにすることに加え、死刑廃止運動に携わる様々な地域の関係者を集め、死刑廃止のための段階的な戦略の策定について全体的な対話を促すことを何よりも目的としています。

2012年の中東・北アフリカ地域(ラバト＝モロッコ)、2015年の東南アジア地域(クアラルンプール＝マレーシア)、2018年のサハラ以南のアフリカ地域(アビジャン＝コートジボワール)、2023年の中東地域(アンマン＝ヨルダン)に続き、第5回死刑に関する地域会合が2025年11月7日から9日まで、東京で開催されます。東アジアにおける死刑を焦点とする今回の地域会合は立正大学品川キャンパスにて、日本弁護士連合、刑務所改革を専門とする日本のNGOである監獄人権センター(Center for Prisoners' Rights「CPR」)、そして国際NGOであるアジア反死刑ネットワーク(Anti-Death Penalty Asia Network「ADPAN」)とのパートナーシップにより開催されます。

2026年6月30日から7月3日までフランス・パリで開催予定の第9回世界死刑廃止会合に向けて、今回の地域会合は重要な節目となります。

現状の概観

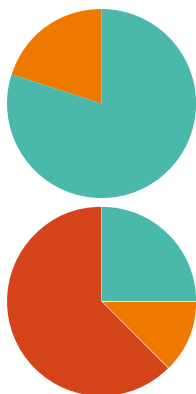
死刑廃止の流れは世界の一部で一貫していますが(特にアフリカでは過去5年間、平均して毎年1か国があらたに死刑を廃止している)、アジアは依然として世界で最も死刑が執行されている大陸です。

廃止状況

アジアでは、2024年4月末時点で、15カ国が死刑を廃止し、5カ国が事実上のモラトリアム下にあり、29カ国が死刑を存置しています。

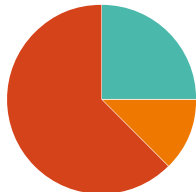
中央アジア

■ カザフスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウズベキスタン
■ タジキスタン



南アジア

■ ネパール、ブータン
■ スリランカ
■ アフガニスタン、バングラデシュ、インド、モルジブ、パキスタン



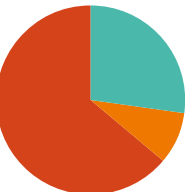
東アジア

■ モンゴル
■ 韓国
■ 北朝鮮、台湾、中国、日本



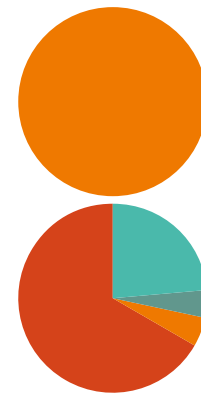
東南アジア

■ カンボジア、東ティモール、フィリピン
■ ラオス
■ ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、シンガポール、タイ、ベトナム



北アジア

■ ロシア



西アジア／中東

■ アルメニア、アゼルバイジャン、ジョージア、トルコ
■ イスラエル
■ レバノン
■ バーレーン、イラン、イラク、ヨルダン、クウェート、オマーン、パレスチナ、カタール、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連合、イエメン

■ 全ての犯罪について死刑を廃止した国及び地域
■ 通常犯罪について死刑を廃止した国および地域
■ 死刑執行を停止している(モラトリアム)国及び地域
■ 死刑を存置する国および地域

2024年12月17日、国連総会は、死刑の使用に関するモラトリアム(停止)を求める第10回決議を採択しました。この決議には、130か国が賛成、32か国が反対、22か国が棄権、9か国が欠席しました。地域会合の対象国のうち、3か国(マレーシア、モンゴル、韓国)が賛成票を投じ、4か国(中国、日本、北朝鮮、シンガポール)が反対票を投じました。

死刑執行

アジアは世界で最も死刑執行数の多い大陸です。中国は依然として世界有数の死刑執行国ですが、その死刑執行数は秘密とされています。東アジアでは、中国と北朝鮮の2カ国が2024年に死刑を執行しました。2025年1月に台湾で5年ぶりに死刑が執行され、日本では6月に3年ぶりに死刑が再開されました。

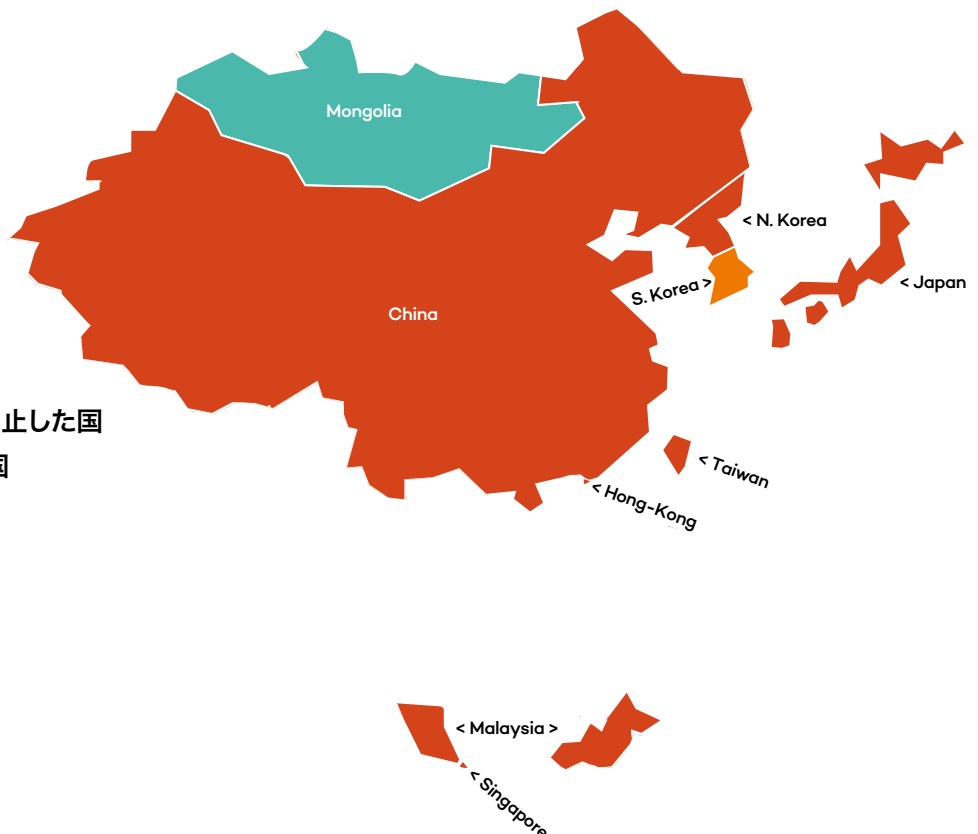
対象国における前向きな動き

2015年、**モンゴル**は東アジア初の死刑廃止国となりました。その3年前の2012年、モンゴルは死刑廃止を目指し、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書を批准しました。2023年4月、**マレーシア**は麻薬密売、殺人、テロリズムを含む11の死刑犯罪に定められていた強制的な死刑制度を廃止し、死刑が適用されていたすべての犯罪に量刑裁量を導入しました。現在、裁判官には、30年から40年の禁固刑と鞭打ち刑の代替刑を適用する裁量が認められています。2023年11月には、再審理の対象となる死刑判決を受けた854人の再審理手続きが開始されました。2024年4月、**台湾**の憲法裁判所は、同国における死刑の合憲性に関する申し立てを審理しました。台湾の死刑囚37人が、NGOや研究機関の支援を得て死刑制度の見直しを請願したことを受けて、この申し立てが行われたものです。2024年9月、憲法裁判所は判決を下し、死刑の合憲性を認めつつも、現行の保護措置は不十分であるとし、死刑の適用を制限する道を開きました。

対象国・地域

- ・ 日本、北朝鮮、韓国、中国、台湾、シンガポール、マレーシア、モンゴル

- 1 全ての犯罪について死刑を廃止した国
- 1 モラトリアムを実施している国
- 6 死刑存置国



学術委員会

このプログラムは、第5回死刑に関する地域会合の学術委員会によって策定されました。この委員会は、グルノーブル大学の研究者であるカロール・ベリによって調整されており、アジアにおける人権および死刑廃止の専門家で構成されています。

- ・ **Carolyn Hoyle** オックスフォード大学教授(犯罪学)・同大学死刑リサーチユニット代表
- ・ **Sara Kowal** ADPAN 理事会副議長
- ・ **Hsin-Yi Lin** 台湾死刑廃止同盟(TAADP)代表
- ・ **丸山 泰弘** 立正大学教授(刑事政策や犯罪学)
- ・ **Karyn Nishimura-Poupée** ジャーナリスト
- ・ **大野 鉄平** NPO法人監獄人権センター(CPR)事務局長
- ・ **大槻 展子** 弁護士、日本弁護士連合会
- ・ **Marie-Lina Pérez** ECPMアジア・アフリカデスク長

日本の死刑

日本の刑事司法制度では19の犯罪について死刑が存在するが、実際に死刑が科されるのは、ほとんどの場合殺人を伴う事案に限られています。

日本の死刑制度は依然として非常に不透明です。死刑執行は、事前に期日が決められることなく行われます。死刑囚には死刑執行の数時間前に執行の事実が知らされ、遺族に知らされるのは死刑執行がなされた後です。

その結果、死刑を宣告された人々は、永続的な恐怖と不安の中で、しばしば何年にもわたって生活することになります。死刑の主な救済措置は再審ですが、これは非常に不確実で長期にわたるプロセスを伴います。

法務省によると、最後の死刑執行は2025年6月27日に行われました。白石隆浩は2017年に9人を殺害した罪で死刑判決を受けました。これは、2022年7月に加藤智大が東京拘置所で絞首刑にされて以来、初めての執行です。NGO「CrimeInfo」によると、現在日本には死刑囚105人が執行を待っています。

死刑は日本社会では非常に支持されていると言われていますが、死刑の実態に関する情報は極めて限られています。

しかし、近時メディアに頻繁に取り上げられている袴田巖事件(下欄参照)のような事件によって、日本社会における新たな議論の道が開かれつつあります。例えば、日本弁護士連合会の「死刑制度に関する懇話会」は2024年11月、日本政府に対し、死刑の抑止効果や被害者遺族への有用性を疑問視する提言を発表した。例えば、日本弁護士連合会が事務局を務めた「死刑制度に関する懇話会」は2024年11月、日本政府に対し、死刑の抑止効果や被害者遺族への有用性を疑問視する提言を発表しました。こうした取り組みは、日本における国民的議論の機運を示すものといえます。

袴田巖 死刑囚としての46年

2024年、1968年から死刑判決を受け世界で最も長く死刑囚として服役していた袴田巖氏が、有罪判決から56年後に無罪の宣言を受けたことで、日本の世論は大きく揺れ動きました

1966年に静岡で起きた一家4人殺害事件で逮捕された袴田氏は、取り調べで供述した自白(後に撤回)に基づいて1968年に有罪判決とされ、死刑が確定しました。

袴田巖死刑囚とその支援者たちは、無実を主張し再審を求める闘いを何十年も続けてきました。そして2014年、静岡地裁が袴田巖死刑囚に不利な証拠が捏造されたと信じるに足る理由があると判断し、袴田巖死刑囚を釈放しました。46年間の死刑囚生活とさらに10年にわたる訴訟の末、袴田巖氏は2024年に正式に無罪判決を受けたのです。

40年にわたる死刑囚生活は袴田氏に重くのしかかり、袴田氏の精神を蝕みました。この間、袴田氏は家族に多くの手紙を書き、恐怖と不安を分かち合いました。「死刑執行という未知のものに対するはてしない恐怖が、私の心をたとえようもなく冷たくする時がある。」

袴田事件の報道をきっかけに、死刑廃止を視野に入れた議論を深めようと主張する関係者も現れてきました。

さらに、久間三千年氏(疑わしい有罪判決に基づいて執行された)や尾田信夫氏(現在、死刑囚の中で最も長く服役している)のような類似のケースも、日本の法制度における死刑の位置づけについての議論を呼び起こすことが期待できます。



袴田秀子様、猪野待子様、Karyn Nishimura様のご厚意により、写真を使用させていただきました。



2000年に設立されたECPMは、普遍的な死刑廃止のために闘う世界有数の団体である。ECPMは世界12カ国に拠点を持ち、過去20年にわたり、国内および国際的な団体と連携してアドボカシー活動を展開してきた。特に、現地の活動家を支援し、3年ごとに世界最大の死刑廃止運動イベントである「世界死刑廃止会合」を開催している。ECPMはまた、死刑反対世界連合を設立した。

詳細はこちら: www.ecpm.org



NPO法人監獄人権センター（CPR）は1995年3月、日本で最初の刑務所改革を専門とするNGOとして設立された。日本の刑務所における人権侵害を調査し、その結果を国内外に公表している。日本の刑務所における人権侵害を調査し、その結果を国内外に公表している。受刑者に対して法的助言を行い、必要に応じて弁護士による法的支援を行っている。刑務所改革分野における国際人権基準を研究し、日本に紹介するとともに、国際人権条約の批准を推進している。CPRは年に4～5回ニュースレターを発行しており、刑務所の訴訟事件、外国の刑務所視察報告、年に数回開催されるセミナーのダイジェストなどを掲載している。ニュースレターは、受刑者やその家族、弁護士、研究者など約5000人に送付されている。



ADPANは、アジア太平洋地域における死刑廃止を目指す団体と個人の地域ネットワークである。ADPANの役割は、アドボカシー活動、教育、ネットワーク構築を通じて、アジア太平洋地域における死刑廃止への社会的支持を広めることである。

連絡先

第5回死刑に関する地域会合

tokyo2025@ecpm.org

Co-funded by

